

## 質問要旨

災害時の防災対策課の人員配置をどのように考えているのか。

---

## 答弁要旨

本市地域防災計画及び水防計画におきましては、災害発生時における各課の役割分担が定められており、その中で防災対策課は、総括部総括班に配置され、防災指令や水防指令の発令など、総合的な応急対策の立案及び国、県、警察などの関係部門との調整を行うなどの業務を主に担っております。

防災対策課は課長を含め 8 名ですが、災害時において、総括部総括班は他の課も含めて 31 名となり、その態勢で災害時には対応することとなっております。

以上

光本議員 1002 作成部局 防災担当局 No.1

質問要旨 ひょうご防災ネットへの登録件数を増やすためにどのような施策を行っているのか。また、具体的な目標はあるのか。

---

### 答弁要旨

ひょうご防災ネットは、気象情報や防災情報などを、パソコンや携帯電話へ伝達する媒体の一つであり、平成17年度から開始し、当初は5,000件の登録目標としておりましたが、平成22年度に目標を達成し、現在の登録件数は10,308件となっております。現在、具体的な数値目標は定めておりませんが、尼崎市の総人口からしますと依然として少ない登録件数であることから、市報あまがさき、市ホームページ等において啓発すると共にリーフレットを作成し、市政出前講座などで配布し、一人でも多くの市民の方々に登録していただき、災害に備えていただきたいと考えております。

以上

光本議員 1003

作成部局 総務局 No.1

質問要旨 尼崎市として今後どのような戦略で SNS を活用していくのか

---

答弁要旨

本市における、現在のソーシャルメディアを利用した情報発信については、テーマ別の情報発信ツールとし、総合的な情報発信は市公式ホームページにて行うこととしております。

今後は、ソーシャルメディアの特性を活かし、各テーマ間相互に関連する情報が有る場合には相互に、緊急情報など一刻も早く情報発信しなければならない場合には、一斉に情報発信できるような体制を整えてまいります。

以上

光本 議員 1004 作成部局 健康福祉局 No.1

質問主旨 他都市の状況等を研究した結果、受動喫煙の防止に対して、どのような取り組みを具体的におこなっているか。

---

### 答弁要旨

兵庫県の受動喫煙の防止等に関する条例が、平成 25 年 4 月に施行され、その取り組みが強化されたところでございます。

本市では、市民へ条例の周知を行うために、保健所及び 6 支所で啓発ビラを配布するとともに、昨年度に引き続き、市内主要駅前と 6 支所で啓発のぼりの設置を、今年度は、禁煙週間に加え、4 月及び 10 月にも行ってまいります。

さらに、本市独自に、「子どもを受動喫煙の健康影響から守る」ために、乳幼児健康診査事業等の機会を活用するとともに、10 月には、市内全小中学生に、条例啓発ビラの配布を行い、受動喫煙の健康影響と、家族の健康を守るための周知及び情報提供を行っているところでございます。

以上

光本議員 1005 作成部局 都市整備局 No.1

質問要旨 兵庫県が制定した「受動喫煙の防止等に関する条例」に対して施設管理者(公園)の義務としてどのような措置を講じているのか。

---

### 答弁要旨

本市の公園につきましては、県の条例の施行に伴い、公園内にある体育館等の運動施設の建物内やスポーツ施設の観覧席については、既に受動禁煙防止区域として対応しているところでございます。

以上

## 質問要旨

組織を横串で考えて、防災対策課に増員して対応にあたるべきだと考えるがどうか。

---

## 答弁要旨

8月25日の大雨の際は、水防第1非常配備態勢を発令し、水防計画上、196人態勢のところ、228人態勢で災害対応にあたっておりました。

その内、防災対策課を含む、総括部総括班は9人で対応しておりました。

8月25日の水防指令発令時、あるいは防災指令が発令された場合、これまでも横断的な組織で対応することとなっており、議員ご指摘の組織を超えた対応をしております。

以上

## 質問要旨

例えば避難所は教育委員会の担当になるが、定期的に訓練やノウハウの蓄積を行っているのか。

---

## 答弁要旨

防災体制については、副市長通達により、再確認を行うために、職員に配布しております『職員防災必携』や職員手帳の『職員防災マニュアル』に基づいて職場ミーティングを行い、防災意識の向上をめざしております。

また災害対策本部の各部では、9月の防災週間に実施される「防災総合訓練」などにおいて訓練を行っております。

特に避難部では、阪神淡路大震災を教訓とした、「1.17を忘れない地域防災訓練」において、避難所となる全小・中学校で地域の方々や小・中学校生参加のもと、避難訓練を行っております。

以上

### 質問要旨

職員の半数程度は市外に住んでいるが、それを考慮してマニュアル作成や役割分担をしているのか。

災害のレベルも1～3号と分けられているが、市内・市外を考慮しているのか。

---

### 答弁要旨

災害時における職員の参集については、年度当初に各部において配備体制を決定させております。

その体制を決定する際には、住所のみならず、職責や災害時の登庁にかかる時間等を考慮し、決定しております。

以上



光本議員 2004 作成部局 防災担当局 No.1

## 質問要旨

災害時に、防災対策課の電話回線を増やすことは出来ないのか。

---

## 答弁要旨

防災対策課の電話回線は現在2回線ですが、災害時に総括部総括班となる他課の回線も含めると29回線でございます。

また、災害時、防災対策課には、国・県・警察等関係機関への連絡発信用として、別途、3回線を用意しております。

なお、市民からの問い合わせについては、一昨日にご答弁させていただきましたとおり、道路冠水や下水道に関することについては、それぞれの施設管理者に連絡していただくのが迅速に対応できる方法と考えておりますので、今後、災害時における担当部署やその連絡先等につきまして十分周知を図ってまいりたいと考えております。

以上

光本議員 2 問目 2005 作成部局 市民協働局 No.1  
質問要旨 災害時にコールセンターにも電話が殺到す

ることが予想されるが、その際の体制はどうか

答弁要旨

まず、コールセンターの体制についてですが、電話は 12 回線、人員は最大 12 名で、年間を通して繁忙・閑散にあわせて体制をとっておりますが、8 月 25 日につきましては、通常の日曜日と同様に、責任者であるスーパーバイザー 1 名、電話交換を行うオペレーター 2 名で対応しておりました。

そうした中で、当日の大雨に関する問い合わせが 10 時台から 11 時台に集中したため、対応できない件数が増えるという結果となりました。

こうしたことを踏まえ、あらためて、①緊急時におけるコールセンターの人員体制、②休日の緊急時におけるコールセンターと市の関係課との連絡体制、③災害時における「よくある質問集 (FAQ)」の充実、などといった視点で、速やかに受託業者と対応策の協議を行うとともに、庁内関係課との協議を進めてまいります。

以上

＜教育長答弁＞

光本議員 2006

作成部局 教育委員会 No.1

質問要旨 この「ひょうご防災ネット」に関して教育委員会も積極的に学校現場で取り組んでいくという動きや考え方はあるか。

---

[答弁要旨]

「ひょうご防災ネット」につきましては、防災に関する緊急情報を知る重要なツールであると認識しております。

教育委員会といたしましても、子どもはもちろんのこと、保護者を含めた市民の安全・安心を守る重要な取組であることから、「ひょうご防災ネット」への登録を、各学校の発行する「学校通信」などを通して積極的に呼びかけてまいります。

以 上

## 質問要旨

災害弱者となる可能性の高い高齢者に、ひょうご防災ネットへの登録をしてもらうために、どのような取り組みをしているのか。

---

## 答弁要旨

先ほど申し上げましたように、ひょうご防災ネットへの登録につきましては、市報あまがさきや市ホームページ、市政出前講座等により登録をお願いしているところでございますが、さらに多くの方に、登録をして頂くため、市内のドコモショップにおいて、登録方法も記載したリーフレットを窓口において頂くとともに、高齢者等の携帯電話の使用に不慣れな方に対しては、窓口の社員の方により登録のお手伝いもして頂いております。

以上

光本議員 2008 作成部局 防災担当局 No.1

## 質問要旨

今後、緊急情報を発信するとなったとき、どのフェイスブック、どのツイッターを利用するのか。

---

## 答弁要旨

現在、緊急情報の発信の際には、防災対策課のフェイスブックとツイッターを使用しております。

今後当面は、それらを使用して市民に情報発信を行いたいと考えております。

以上

光本議員 2010

作成部局 総務局 No.1

質問要旨 ホームページにおける緊急情報の配置・掲出  
の仕方の戦略およびコールセンターとの連携について

---

答弁要旨

市公式ホームページにつきましては、平成25年度の重点課題事項にも計上しておりますが、行政と市民のコミュニケーションを高めるツールと位置づけ、再編を実施しているところでございます。

緊急情報に関しましては、平常時には表示させず、市民の生命に危険が及ぶような緊急事態などが発生した場合には、限定した部署から通常の更新手続きなく、即座にトップページに注意喚起など必要な情報を表示できる仕組みとしております。

コールセンターとの連携につきましては、基本的には、市公式ホームページを見ながら、電話やファックスの対応をするため、緊急情報を随時更新することにより、正確な情報を伝えることができるものと考えております。

以上